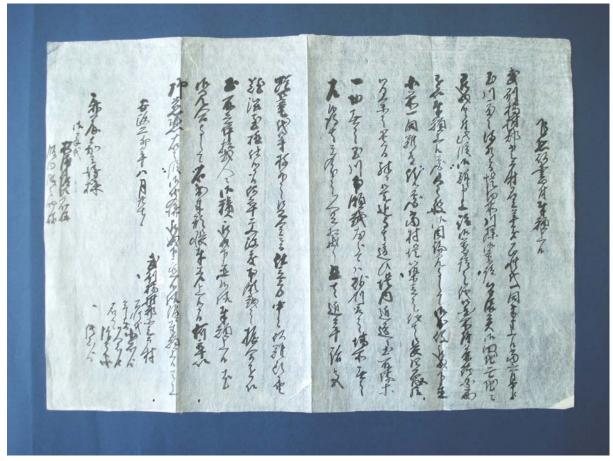
川崎市公文書館だより



~Kawasaki City Archives News~

平成20年度第2号 (通巻12号)

発行日 平成20年9月30日



▲ 安政2卯年(1855)8月27日 おそれながらかきつけをもってねがいあげたてまつりそうろう つつみきれどころかわよけごふしん 乍 恐 以 書 付 奉 願 上 候 (堤 切 所川除御普請につき書状)

江戸時代、玉川(多摩川)の洪水氾濫による水害は村々にとって、とても深刻な問題でした。

この史料は、玉川の満水が原因で堤防が決壊したため、登戸村の村役人が代官所へ欠壊した 箇所の川除御普請(堤防を堅固にし、川底をさらい、河川の氾濫を防ぐ工事)を願い出たものです。

展示「いろいろなかたちの古文書」~竪紙(たてがみ)~(当館1階展示スペースにて開催中)

発行 川崎市公文書館

古文書を楽しむ!歴史に触れる!

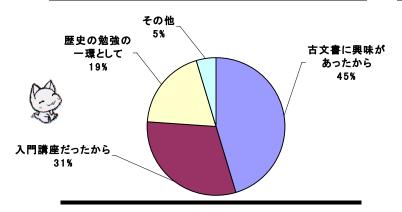
~入門古文書講座~

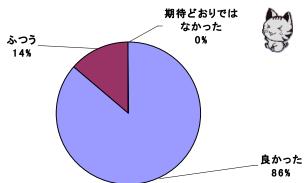
平成20年9月7日及び14日に、古文書を読んだ経験のない方を対象に入門古文書講座を開講しました。平成18年度から開催している入門古文書講座ですが、毎年定員以上の申込みをいただくほどの人気講座です。今年は近世(江戸時代)に加えて古代・中世の古文書も取扱いました。受講された方からいただいたご意見(アンケート結果)を参考に、来年度も講座内容等を充実させていきたいと思います。



講座を受講された動機は?(複数回答可)

講座を受講していかがでしたか?





その他、要望など

- 2回ともとても良く、興味をもちました。
- ・土、日の実施はありがたい。
- ・非常にむずかしく、とても大変なものだと思った。
- ・古代・中世編は入門者としてはしんどい。
- ・継続してほしい。
- 漢字のくずし字を読むのが面白かった。
- ・2回とも面白く継続したいと思った。
- ・テキストもすばらしかった。

次回⇒歴史講座 **「近世川崎地域をめぐる人々」**

平成20年11月2、9、 16日(日)の全3回

現在受講者募集中 募集締切**→10月8日(水) 消印有効**

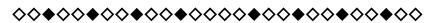


入門古文書講座で使用した資料は、 公文書館にて500円で販売しています。



平成20年11月30、12月7、14、21日(日)の全4回 **初級古文書講座** 「御用留を読む」

平成21年1月18、25日、2月1、8日(日)の全4回 **中級古文書講座** 「幕末維新期の川崎」



講座の内容及び募集時期に ついては、市政だより等で お知らせいたします。





公文書館 1 階展示スペース 「いろいろなかたちの古文書」

「古文書(こもんじょ)」といっても、 内容にあわせさまざまな形態があります。 今回は入門古文書講座にあわせて、これか ら古文書を勉強しようとしている方々に、 当館所蔵の古文書を使い、どのようなかた ちの古文書があるかを紹介しています。古 文書とはどのようなものなのか、ぜひ本物 を目にしてみてください。



◆◇◆ 今後の展示予定 ◆◇◆

平成20年11月1日~12月21日「古文書知る江戸時代の村の歴史Ⅱ」~年貢関係の資料~平成21年1月18日~ 2月15日「江戸時代の多摩川普請」

本庁地下通路 「川崎市役所庁舎の変遷」

当館所蔵の写真の中から、大正13年(1924年・川崎市制施行)~昭和23年までの市役所とその関連の写真をパネルにして、川崎市役所第3庁舎地下2階から本庁舎へ向う地下通路に展示をしています。市役所など近くにお出掛けの時にはぜひお立ち寄りください。







公文書館の取組

川崎市公文書館では、平成21年4月から市政評価の判断材料となる施策の記録や歴史 の編さんに必要な歴史的公文書等の情報を市民に積極的に提供するため、公文書館の関連 規定の見直しや目録の整備などを進めています。

歴史的公文書とは…

市制施行(大正13年7月)前の旧町村役場が作成・取得した公文書及び市制施行後に市が作成・取得した公文書で、廃棄が決まった公文書のうち歴史的文化的価値があるものとして選別されたもの並びに歴史的価値のある資料類及び主に市史を編むために収集した古文書などをいいます。

今後の予定

平成20年第5回定例会に条例の一部改正案を提案 平成21年4月歴史的公文書等の情報提供制度の運用を開始



今月の公文書館



毎年7月~10月にかけて、完結した公文書(完結文書)の引き継ぎを行っています。

これは川崎市公文書管理規則に基づき、完 結文書の保存期間が1年を超えるものまた文 書管理システムで決裁を得たもの以外の完結 文書について川崎市公文書館長に引き継ぐこ とになっているため行われる業務です。この 業務により多くの完結文書は、同規則で定め られた保存期間を公文書館で過ごすことにな ります。

▲ 公文書館にやってきた公文書を書棚に配架中。バランスの悪いファイルが棚から落ちてきそうになる事も…。 みんなで協力し、頑張っています。

お問合せ

川崎市公文書館

〒211-0051 川崎市中原区宮内4-1-1

電話 044-733-3933

FAX. 044-733-2400

E-mail 16koubun@city.kawasaki.jp

ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/16/16koubun

JR武蔵中原駅に 当館の案内板を設置 しました。

